

## 事業事前評価表

### 国際協力機構経済開発部民間セクター開発グループ

#### 1 案件名（国名）

国名：ネパール

案件名：海外就労者キャリア開発・起業家支援プロジェクト

The Project on Career Development and Entrepreneurship Support Program for International Migrants

#### 2 事業の背景と必要性

（１）当該国における産業人材育成セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

中国とインドに挟まれた陸封国であるネパールでは、農業とヒマラヤ登山を中心とした観光等のサービス業が主な産業であり、国内では十分な給与水準を伴う就業機会が期待できないため、出稼ぎ目的の海外就労が急増している。その結果、全人口の一割を超える300万人以上が海外で就労していると推定され、2019/20年度の海外からの送金額はネパールの同年のGDPの27%に相当する8,790億ネパールルピー（約9,850億円）に達すると報告されている（IOM, 2021）。

一方、海外就労者の増加に伴い、特に地方部の労働人口が不足しており、国内の産業振興と雇用創出の観点から、海外で経験を積み、人脈や資金を得て帰国する人材（還流人材）が重要な役割を果たすことが期待されている。同国政府の「第15期5か年計画」（2019/20年度-23/24年度）においては、還流人材が習得したスキルが生産性向上や起業に結びついていないことや、労働市場情報に関する統合的システムが存在しないことが課題として挙げられている。これに対し、同国政府は、世界銀行支援により「Prime Minister Employment Program (PMEP)」を2019年から開始し、雇用サービスセンター（ESC）の設置や、雇用関連データ収集・活用のための「雇用管理情報システム（NEMIS）」を通じた還流人材の雇用促進に取り組んでいる。更に、海外雇用法に基づき設立された海外雇用委員会（Foreign Employment Board）の下、還流人材の雇用・起業等を支援するReintegration Programが2021/2022年度より開始された。

日本には9.7万人（2021年時点）のネパール人が在住しており、国別在留外国人数で6番目、就労者数では5番目に多く、その数は年々増加している。こうした日本への渡航者は、留学目的の場合や技能を活かして就労するケースが多い<sup>1</sup>ことから、日本での就労を終えてネパールに帰国する日本還流人材には、帰国後にこうした経験や知識を活かした起業や就労が期待されている。しかし、2021年度にJICAが実施した「ネパール国日本還流人材を活用した産業人材育成事業に係る情報収集・確認調査」では、還流人材の、習得したスキルを活かした就業、起業ノウハウ習得及び資金アクセス等が不十分との課題が指摘されており、日本での就学・就労経験がネパールの産業振興に十分貢献していない現状が明らかになっている。上記世界銀行の支援を含む同国政府による各施策は、多くが発展途上であるか、主に移住のハードルが低いインドや建築土木、製造での渡航が多い湾岸諸国、マ

<sup>1</sup> 出入国在留管理庁 在留外国人材統計（2021年末）によると、家族滞在を除くと留学（16,858人）、技能（12,112人）、技術・人文知識・国際業務（19,406人）の在留資格で日本に滞在しているネパール人が多い。特定技能の在留資格での滞在も増加傾向にある。

レーシアからの帰国者である低スキル者<sup>2</sup>を対象とした就業支援や貧困層向けの起業を目的としたものが多く、国外で得た技能を産業振興に活かすための支援プログラムとして取り組まれているものは少ない。かかる背景の下、同国政府は、帰国後のキャリア開発を見越した就労や起業に係るメンターシップや情報提供を通じ、還流人材の日本で習得した技能を活かしたキャリア開発を支援するため、本事業を我が国に要請した。

### （２）ネパールに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

我が国の対ネパール国別開発協力量針（2021年9月）では、基本方針「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」実現のため、重点分野「経済成長及び貧困削減」を構成する開発課題の一つとして「民間セクター開発及び産業活性化にかかる人材育成」を位置付け、日本からの還流人材を含む産業人材育成を支援する方針である。また、JICA 国別分析ペーパー（2020年8月）では、「民間セクター開発プログラム」を開発課題「民間セクター開発」、重点分野「経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済基盤整備（「インフラ整備」）」に位置付け、日本への留学や出稼ぎから帰国した還流人材等を活用した日・ネパール関係の強化と国内産業の振興を支援する方策を検討することとしている。

更に、JICA の課題別事業戦略である「民間セクター開発グローバル・アジェンダ」では「アジア投資促進・産業振興」を重点クラスターの一つとして位置付けており、先進国企業とのリンク強化と産業高度化を図り、民間部門の持続的な成長の支援を通じ、SDGs ゴール 8（包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する）の達成に取り組んでいる。

また日本政府は、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」にて外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図るための取り組みを規定し、JICA においても、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」の設置や日本人材開発センターにおける外国人材に対するキャリア支援など外国人材受け入れ支援を推進している。

本事業は、日本からの還流人材に対し、日本で習得した技能を活かした就労や起業を支援することにより、同国の産業人材育成に寄与し、ひいては日本、ネパールの二国間関係強化に資するものである。

### （３）他の援助機関の対応

世界銀行は2019年にネパールの政策である PMEP の支援を含む雇用の可能性を広げるためのシステムやサービス強化を目的とした「Youth Employment Transformation Initiative（YETI）」を5年間のプロジェクトとして実施している。スイス開発協力庁（SDC）においては、民主主義の発展を通じた公正な社会経済発展の促進、雇用創出と所得増進、移住関連リスクの軽減という大きく三つの主要分野に重点を置いて取組を行っている。外務・英連邦・開発省（FCDO）は国際労働機関（ILO）等をパートナーとして、雇用に向けたス

<sup>2</sup> 過去20年間のネパールからの移民労働者のうち、54.8%が単純労働者、27.1%が未熟練労働者として海外就労している（IOM,2021）。

キル開発支援プログラム「Skilled for Employment」(2015年～2022年)を実施している。韓国国際協力団(KOICA)は韓国からの帰国就労者の安定した再統合と起業能力の強化を目標とした“Project for strengthening stage-wise support system for the stable reintegration of returnee migrants in Nepal”を2022年から実施している。

### 3 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、ネパールにおいて、日本就労帰国者(学生VISAの渡航者も含む)に対するキャリア開発・起業に資する情報やメンタリングサービスを提供することにより、日本就労帰国者のキャリア開発・起業促進にかかる適時・適切な情報アクセスと能力強化のためのプログラム・体制の構築、運営を図り、もってネパールの産業振興に資する人材の育成に寄与するもの。

#### (2) プロジェクトサイト/対象地域名

ネパール全土

#### (3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者: カウンターパート機関(下記)、日本就労帰国者に対する官民のサービス提供者(地方政府を含む)

最終受益者: 日本就労帰国者(学生VISAの渡航者も含む)

#### (4) 総事業費(日本側) 約5億円

#### (5) 事業実施期間

2023年4月～2028年3月を予定(計60か月)

#### (6) 事業実施体制

##### 1) 相手国側実施機関:

- ① 労働雇用・社会保障省(Ministry of Labor, Employment and Social Security。以下、「MoLESS」): 海外移住労働行政全般を担い、政策立案及びモニタリングを行う。
- ② 海外雇用局(Department of Foreign Employment。以下、「DoFE」): MoLESSの外局として、海外雇用法に基づく施策のうち、海外労働者保護を目的とした海外労働の促進と規制の実務を担う。
- ③ 海外雇用委員会(Foreign Employment Board。以下、「FEB」): 海外雇用法に基づき、設立された実施機関として、Reintegration Programを含む海外雇用の促進活動、海外移住労働者の社会的保護と福祉の確保のための活動を行う。

##### 2) 連携機関: 日本就労帰国者に対する官民のサービス提供者

本事業はネパールの政策である Reintegration Program に従って運営される。MoLESSのJoint Secretaryをプロジェクトディレクター、FEBのExecutive Directorをプロジェクトマネージャーとして、DoFE及びJICAの参加で構成されるプロジェクトモニタリングチームを結成して運営する。FEBは本プロジェクトの主要な調整機関となり、ドナーとの活動との重複を避けるため、複数の省庁で構成されるReintegration

Program のプログラム調整委員会との調整を行う。また、プロジェクトの実施にあたっては官民のサービス提供者への技術支援を含む連携を行う。

## (7) 投入（インプット）

### 1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約 80 人月）：ビジネス開発、キャリア開発、オンラインツール構築支援、普及・広報
- ② 研修員受け入れ：外国人材受入支援
- ③ 機材供与：オフィス機材（PC、タブレット等）

### 2) ネパール国側

- ① カウンターパートの配置
- ② 海外就労帰国者データベースのデータへのアクセス
- ③ プロジェクトオフィス（必要な場合）

## (8) 他事業、他開発協力等との連携・役割分担

### 1) 我が国の援助活動

ネパールに派遣予定の外国投資アドバイザー（2023 年～2025 年）は、日本で活躍する在留ネパール人の活用に関する施策の検討及び実践も支援予定であり、本プロジェクトと連携の上、日本就労者及び日本就労帰国者への情報発信等が期待される。

また、外国人材受け入れ支援については、課題別研修「経済成長とディーセントワーク実現に向けた海外就労者の送付及び帰国後のキャリア開発支援に係る労働政策」（2022 年～2024 年）を実施しており、カウンターパート機関等の参加を予定している。その他、各 JICA 国内機関による多文化共生事業や JP-MIRAI によって適正な外国人材への支援を実施しており、日本就労者への情報提供においてこうした支援事業との連携が期待される。

### 2) 他の開発協力機関等の援助活動

前述のネパール政府と世界銀行が取り組む YETI では、主要コンポーネントとして地方政府へ全 753 箇所の ESC に就労支援担当スタッフをトレーニングし、配置する計画である。また、現存する民間セクターによる Job portal とのリンク、企業による求人情報の掲載、求職者の情報掲載、求職者や起業希望者に対する支援プログラム情報を掲載する就業支援に関する統合機能を持つ NEMIS を稼働させる計画である。本プロジェクトにおいて日本就労帰国者に対し、このような統合的な就労支援サービスと連携することでキャリア開発の質の向上が期待される。

## (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 C
- ② カテゴリ分類の根拠 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

### 2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類：【対象外】 (GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件  
＜活動内容／分類理由＞

詳細計画策定調査にてジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。

(10) その他特記事項  
特になし。

#### 4 事業の枠組み

(1) 上位目標：日本就労帰国者を対象としたキャリア開発・起業支援プログラムにより、ネパールの産業振興に資する人材が育成される。

指標及び目標値：

1. プロジェクトで提供するプログラムへ登録した受益者数（年間及び累計）
2. 受益者アンケートへの回答者のXX%が、プログラムが自分のキャリア開発・起業に役立ったと回答する。
3. XX人の日本就労帰国者がプログラムの支援を得てネパール帰国後の就労・起業を達成する。
4. 年間のメンタリング活動実施件数

(2) プロジェクト目標：日本就労帰国者のキャリア開発・起業促進にかかる適時・適切な情報アクセスと能力強化のためのプログラム・体制が構築、運営される。

指標及び目標値：

1. プロジェクトで提供するプログラムへ登録した受益者数（年間及び累計）
2. 受益者アンケートへの回答者のXX%が、プログラムが自分のキャリア開発・起業に役立ったと回答する。

(3) 成果

成果1：日本就労帰国者のキャリア開発・起業に資する情報が収集され、情報を提供する体制が整備される。

成果2：プロジェクトによって任命・訓練されたメンターが、継続的にメンタリングサービスを提供できるようになる。

成果3：日本渡航前・滞日中・帰国後の還流フローの全体にわたるキャリア開発・起業に資する能力強化のための情報アクセスが強化される。

成果4：日本就労帰国者のキャリア開発・起業支援体制を持続的に運営するための体制・能力が強化される。

(4) 主な活動

1-1. 日本就労帰国者の情報を継続的に収集するための方法、協力体制を整える。

1-2. 海外就労帰国者が利用可能な既存の就労・起業支援プログラムの情報を収集する。

1-3. 既存の就労・起業支援プログラムのサービスプロバイダーとの協力にかかるモダリティや手順を整備する。

- 2-1. 日本就労帰国者の「キャリア開発・起業支援メンタリング」のサービス詳細（対面及びオンライン）を計画する。
- 2-2. メンターを任命しトレーニングを実施する。
- 2-3. ビジネスプラン作成支援のためのサービスモデルを検討し、メンタリングサービスに組み込む。
- 2-4. 受益者（日本就労前・就労中・帰国者）へのオリエンテーションと登録を行う。
- 2-5. 受益者に対する対面及びオンラインでのメンタリングサービス（キャリアカウンセリング、リファラル、起業にかかる専門アドバイス等）を提供する。
- 3-1. オンラインツールとそのコンテンツ（キャリア開発・起業にかかる情報、オンライン教材）を開発する。
- 3-2. 日本及びネパールにおける就業にかかる情報を収集し、ウェブサイトまたは SNS に掲載し、定期的に更新する。
- 3-3. メンターとともに成功事例ストーリーを収集し、ウェブサイト等に掲載し、定期的に追加する。
- 3-4. ソーシャルネットワークにより、受益者のネットワーキング活性化と情報拡散を行い帰国者の所在等の情報を継続的に収集する。
- 4-1. カウンターパート（官民の連携人材、メンターを含む）のトレーニングを実施する。
- 4-2. プロジェクトの実施を通し、持続的運営に適した組織体制を検討・決定する。
- 4-3. 持続的運営のための効率的かつ効果的なワークフローを立案する。
- 4-4. 持続的運営のための組織能力を強化する。

## 5 前提条件・外部条件

### （1）前提条件

特になし。

### （2）外部条件

ネパール及び日本の関連する政策や法令に大幅な変更がない。

ネパールの経済社会的状況や日本を含む関連国との関係に大幅な変化がない。

## 6 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

人材育成の観点から「キルギス共和国日本人材開発センタープロジェクトフェーズ 2」（2015 年事後評価）において研修成果の効果を確認するためプログラム終了後に継続的なフォローアップ調査を行うことで研修内容の改善に生かし、長期的な運営能力強化につながることを示されており、本プロジェクトにおいても継続的にプログラム参加者への調査を実施することでプログラムの内容の改善を図っていくことが必要であると考えられる。

また、プロジェクト運営における教訓として、「ベトナム日本人材協力センター・ビジネス人材育成プロジェクト」（2014 年終了時評価）において、多数の機関との連携協力やネットワーキングは、プロジェクトの効率性や実施機関のブランドイメージを高めることに役立ち、人材育成機関の設立に係る協力においては、一機関として自律的な運営という観点のみならず、多数の関係機関との連携が効果的であることが示されており、本プロジェクトにおいても、就労・起業支援を行う関係機関との連携を図っていくことを考慮する必要がある。

## 7 評価結果

本事業は、ネパール国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、日本就労帰国者に対しキャリア開発・起業を支援するものであり、SDGs ゴール 8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」に貢献すると考えられることから、実施の意義は大きい。

## 8 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

上記4のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 か月以内      ベースライン調査

事業終了 3 年後          事後評価

以上